

通級による指導について

～高等学校における特別の教育課程の編成～

大西孝志^{1), 2)}

平成5年に制度化された「通級による指導」は、四半世紀を経てその内容の充実が図られてきた。この間、指導を受けている小・中学校の児童生徒は12,259人から108,946人へと9倍に増え、この傾向は今後も続くものと思われる。平成17年度まで言語障害が約8割を占めていたが、特殊教育から特別支援教育への転換期と前後して、対象となる障害に「学習障害」及び「注意欠陥多動性障害」が加わり、それまで「情緒障害」に含まれていた「自閉症」は新たな対象として明示された。現在は、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害の児童生徒の割合が急増し全体の6割を占めている。

また、平成30年度からは高等学校及び中等教育学校の後期課程においても通級による指導を行うことができるようになり、高等学校段階の主に発達障害等の生徒及び保護者にとっては体制整備と指導の充実が強く望まれているところである。

本稿では、通級による指導の歴史・制度及び高等学校における「通級による指導」の充実に必要なことについて述べることとする。

キーワード：通級による指導、高等学校、特別の教育課程、特別支援教育

1 はじめに

(1) 通級による指導とは

通級による指導とは、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障害に応じた特別の指導を「通級指導教室」（聞こえの教室、言葉の教室、そだちの教室などの名称で呼ばれている）で受ける指導形態のことであり、障害の状態がそれぞれ異なる個々の児童生徒に対し、個別指導を中心とした特別な指導をきめ細かに、かつ弾力的に行うものである。

一般的には特別支援学校や特別支援学級で学ぶ児童生徒よりも障害の程度が軽度な者を想定しているが、保護者のニーズや学校の実情によっては、学校教育法施行令第22条の

1) 東北福祉大学教育学部教育学科

2) 東北福祉大学教育・教職センター特別支援教育研究室

3に該当する障害の程度の者が通級による指導を受けていることもある。

特別な指導とは、「学校教育法施行規則第四百十条の規定による特別の教育課程について定める件」（平成5年文部省告示第7号）によると、「障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導とし、特に必要があるときには障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができるもの」とされており、具体的には自立活動の指導を指している。

平成5年、小・中学校で始まった通級による指導は、その制度開始前から各地の学校において様々な形（いわゆる「制度なき教育的サービス」）で行われてきたという背景がある。

義務教育制度の施行から20年ほど経過した昭和40年頃、日本は高度経済成長期であり、障害のない児童生徒の教育制度や内容はある程度整備されつつあった。一方、通常の学級で担任が指導する児童生徒は45人と多く、特殊学級（現在の特別支援学級）に在籍しない軽度の障害のある児童生徒へ対応については課題があった。特に、知的発達に遅れがなく、ほとんどの授業を通常の学級で受けることができる、言語障害（構音障害や吃音）の子どもたちへのきめ細かな個別的な指導が強く求められていた。

その頃、これらの問題に対応するために、各地で「障害のある子どもを持つ親の会」「言語障害教育研究協議会」といった組織が立ち上がり、障害に応じた専門的な教育を求める動きが盛んになった。

そこで、学校においては、個々のニーズに応える形で、教育的なサービスとして、放課後に言語障害児の構音指導を行ったり、聴覚に障害がある児童に対して音の聞き分けの指導などを個別的に行ったり実践がみられるようになった。しかし、これらの指導は制度に基づいて行われていなかったため、

- ・担当する教員の配置がない。
- ・他の児童が国語の授業を受けている時間に学級を抜けて別の指導（構音指導など）を受ける場合の教育課程上の取扱いが曖昧である。
- ・他校に通級する場合には交通費が自己負担であり、また、通級する際の事故等の対応、責任の所在が不明確である。

といった、課題を抱えていた。

多くの学校では、担当教員を捻出するために特殊学級の担任が、担当児童等が交流学級に出向いて一斉での指導を受けているときの時間等を活用して、軽度の障害のある児童等の指導を行うという形で、個に応じた指導を継続してきた。つまり、制度がない中で通級による指導に類する指導が行われていたのである。

その後、平成5年の学校教育法施行規則の一部改正により、制度（法令）が後を追う形で整えられ、障害に応じた特別の指導を教育課程に加えたり又はその一部に替えることが

できる通級による指導を行うことができるようになった。この時、対象となる障害や指導時間も明示され、教育的なサービスの形態であった指導が、現在の通級による指導となった。

一方、義務教育ではない高等学校においては、特別の教育課程の編成が認められておらず、平成5年以降も通級による指導は行われていなかった。

しかし、中学校の通級による指導の対象者の増加や特別支援教育制度の下で、高等学校における発達障害がある生徒への対応のニーズが高まり、平成24年7月に中央教育審議会初等中等教育分科会が取りまとめた「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」において、高等学校における特別の教育課程の編成を検討することが指摘され、その後「高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について（報告）」において、高等学校における通級による指導の制度化が提言された。

これらを踏まえ、平成28年12月に学校教育法施行規則の一部改正が行われ、平成30年4月より、高等学校においても特別の教育課程の編成が可能になり、通級による指導が開始することとなった。

(2) 通級による指導を受けている児童生徒の急増

通級による指導を受けている児童生徒の人数は毎年増加傾向にあり、平成29年度は表1のように10万人を超えた。通級による指導が始まった平成5年と比較すると、児童生徒数は約9倍に増加している。また、通級による指導を行っている学校数及び担当教員の推

表1 通級による指導対象児童生徒数の推移

	平成5年	平成10年	平成15年	平成20年	平成25年	平成29年
ADHD	—	—	—	3,406	10,324	18,135
L D	—	—	—	3,682	10,769	16,545
自閉症	—	—	—	7,047	12,308	19,567
情緒障害	1,337	2,320	4,184	3,589	8,613	14,592
難聴等	1,268	1,561	1,750	2,101	2,262	2,546
言語障害	9,654	20,461	27,718	29,860	33,606	37,561
合計	12,259	24,342	33,652	49,685	77,882	108,946

難聴等とは難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱
平成18年度学校教育法施行規則に通級による指導対象としては「ADHD」「LD」が規定された。合わせて、それまで「情緒障害」として分類していた「自閉症」を明示。

移は図1の通りである。この10年ほどは対象者及び担当教員が毎年増加しており、特に中学校での通級による指導の実施割合が伸びている。

特別支援教育制度の開始と同時期に「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」が通級による指導の対象となり、また、それまでは「情緒障害」の通級指導教室で対応していた「自閉症」が通級による指導の対象として新たに明示され、これらの3障害の児童生徒数が急速に増加した。

平成18年と29年度の児童生徒数の比較を行うと、注意欠陥多動性障害は約11倍、学習障害は約12倍、自閉症は約4倍、情緒障害は約7倍に増えている。対象児童生徒の増加に伴い、通級指導教室設置校及び担当教員もこの10年間では約2倍に増加している。現在我が国の子どもの出生数が減少し続けている状況とは逆の方向を向いていると言える。

平成30年度からは高等学校における通級による指導も開始しており、担当教員、実施校ともさらに増加することとなる。

(表1及び図1は毎年実施されている通級による指導状況調査を元に作成)

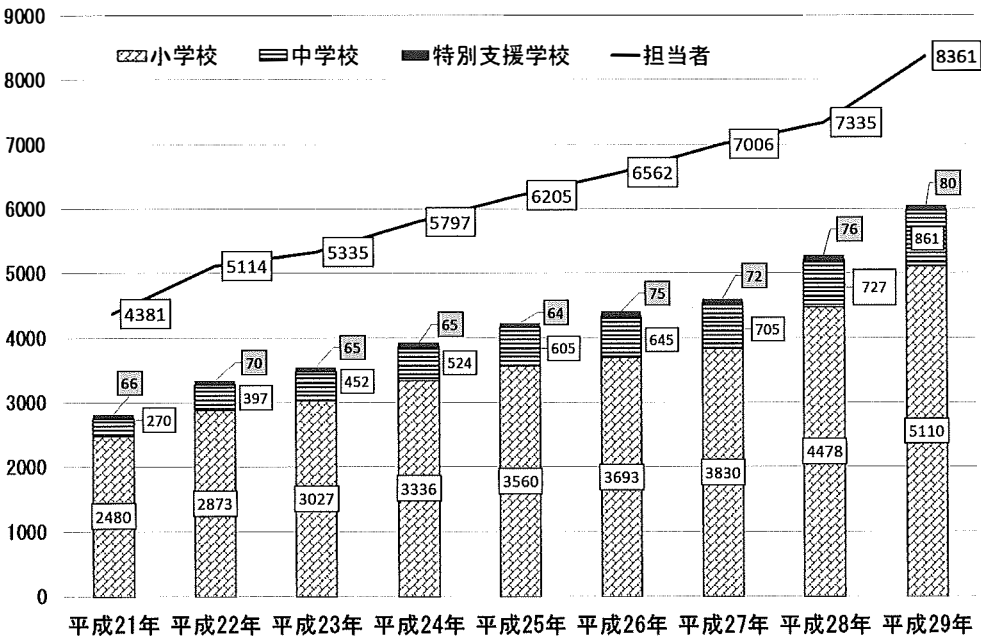


図1 通級による指導実施校と担当教員数の推移

2 高等学校における特別の教育課程の編成

先にも述べたが、これまで我が国の高等学校においては、特別の教育課程を編成するという制度がなかった。これは、平成30年告示の高等学校学習指導要領においても、新しく加わった通級による指導の規定を除いては同様である。

表2 学校教育法81条 特別支援学級の設置

<p>学校教育法</p> <p>第八十一条 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校においては、次号各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他の教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。</p> <p>2 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに 該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。</p> <p>一 知的障害者</p> <p>二 肢体不自由者</p> <p>三 身体虚弱者</p> <p>四 弱視者</p> <p>五 難聴者</p> <p>六 その他障害がある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの。</p> <p>(下線は筆者)</p> <p>(六が対象としている特別支援学級は「言語障害者」「自閉症・情緒障害者」である。)</p>

学校教育法81条では表2の下線部の通り、高等学校及び中等教育学校後期課程の生徒のために特別支援学級を設置することができる旨が記載されている。しかし、実際には、特別支援学級を設置している高等学校は平成30年5月時点では存在しない。これには2つの理由がある。

第一の理由は特別支援学級を設置しても、表3に示すように、高等学校学習指導要領においては特別支援学級の特別の教育課程編成が認められていないからである。

表3 小学校と高等学校学習指導要領の特別の教育課程に関する記述の比較

小学校学習指導要領（平成29年）	高等学校学習指導要領（平成30年）
<p>第1章 総則</p> <p>第4 児童の発達の支援</p> <p>2 特別な配慮を必要とする児童への指導</p> <p>(1)イ <u>特別支援学級において実施する特別の教育課程においては、次の通り編成するものとする。</u></p> <p>(7) <u>障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動を取り入れること。</u></p> <p>(4) <u>児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科等の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。</u></p> <p>ウ <u>障害のある児童に、<u>通級による指導</u>を行い、<u>特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。</u></u></p> <p>(中学校は児童を生徒に読み替える。下線は筆者)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第5款 生徒の発達の支援</p> <p>2 特別な配慮を必要とする生徒への指導</p> <p>(1) 障害のある生徒などへの指導</p> <p>ア 障害のある生徒などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">特別支援学級に関する記述はない</p> <p>イ 障害のある生徒に対して、学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、特別の教育課程を編成し、<u>障害に応じた特別の指導（以下「<u>通級による指導</u>」という。）を行う場合には、学校教育法施行規則第129条の規定により定める現行の特別支援学校高等部学習指導要領第6章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。</u></p> <p style="text-align: right;">(下線は筆者)</p>

小・中学校では表3に示す学習指導要領によって特別支援学級における「特別の教育課程」の編成、つまり、自立活動を取り入れること、下学年の学習内容等の適用、知的障害のある特別支援学校の各教科を行うことが可能になっている。ところが高等学校学習指導要領では、障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うこと及び通級による指導に関する記載はあるものの特別支援学級に関する規定がない。このことが高等学校における特別支援学級の設置を難しくしている。

また、第二の理由は、教員配置に関して、小・中学校はその教職員配置の根拠法令である「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」において、児童生徒数に応じた特別支援学級の担任数が明確にされているが、高等学校の「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」においては特別支援学級に関する記載はない。

つまり、高等学校は制度上、特別支援学級を設置することができるものの、特別の教育課

程の編成ができず、担任の配置もされない。これが、高等学校における特別支援学級が存在しない理由である。

しかし、平成28年の学校教育法施行規則の一部改正により、高等学校学習指導要領（平成30年告示）でも、通級による指導の形態での特別の教育課程の編成が可能になった。このことは我が国の高等学校の教育における画期的な出来事である。

3 通級による指導の法的位置付け

通級による指導は、表4の通り、学校教育法施行規則第140条及び第141条に規定されている。

表4 学校教育法施行規則140条及び141条 通級による指導の根拠

第140条 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において、次の各号に該当する児童又は生徒（特別支援学級の児童及び生徒を除く）のうち当該障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより（中略）特別の教育課程によることができる。

- 一 言語障害者
- 二 自閉症者
- 三 情緒障害者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 学習障害者
- 七 注意欠陥多動性障害者
- 八 その他障害のあるもので、この上の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当なもの

第141条 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童又は生徒が、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の設置者の定めるところにより他の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部において受けた授業を、当該小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校において受けた当該特別の教育課程にかかる授業と見なすことができる。

学校教育法施行規則140条では、障害のある児童生徒が通常の教育課程に加え又はその一部を替えて特別の教育課程を編成することを可能としている。特別支援学校学習指導要領の自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定めて指導を行うというものである。

また、指導の対象となる障害は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視者、難聴者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者、その他適当なものと示している。（その他適当なものに該当する障害は「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成25年

10月4日付け25文科初第756号初等中等教育局長通知)において「肢体不自由者」「病弱及び身体虚弱」と示されている。)

なお、通級による指導の対象には知的障害が含まれていない。知的障害はその障害の特性から、学習によって得た知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活場面の中で生かすことが難しい。そのため、通級による指導という一部取り出し指導では成果が上がらない。そこで、知的障害がある児童生徒の特別の教育課程の編成は特別支援学校又は特別支援学級のみにおいて可能となっている。

しかし、このことが、高等学校段階の知的障害がある生徒の学びの場の課題となっている。現在、軽度の知的障害がある生徒の進学先は、特別支援学校高等部か高等学校(全日制・定時制・通信制)のいずれかに限られている。中学校まで特別支援学級で過ごした生徒が特別支援学級で学び続けるという選択肢はない。知的障害特別支援学校(高等特別支援学校)の入学者選考では、倍率が高い学校があり、結果として、特別支援学校に入学できないものがある。彼らは、地域の高等学校を進学先に選択することになるが、そこでは特別の教育課程の編成による指導を受けることができない。(知的障害のない生徒に関しては平成30年度より通級による指導を受けることが可能になった)

ほとんどの生徒が高等学校(高等部)に進学するという現状を踏まえると、今後は高等学校における特別支援学級の制度化についても検討していく必要があるのではないだろうか。

4 通級による指導で行われていること

前述の学校教育法施行規則第140条において、通級による指導を行う場合には特別の教育課程を編成することができ、具体的な指導内容等については平成5年文部省告示第7号に以下のように示されている。

障害に応じた特別の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導とし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができるものとする。

通級による指導は単なる教科の補充指導ではなく、自立活動の6区分及び27の項目を踏まえて指導内容を構成するものである。ただし、自立活動の指導と教科の補充指導の明確な線引きは非常に難しい。

各地の小学校等で行われている通級による指導の参観をすることがあるが、そこで行われている指導の一部だけを見ると、国語の音読指導ではないか、算数の補習(宿題プリント)を行っているだけではないかという授業場面に遭遇することがある。

しかし、担当教師に指導の目標を尋ねると、教科書の物語文の音読を通して、構音指導で

身につけた発音を確認している、算数の問題を交互に質問し合うことによって「人間関係の形成」や「コミュニケーション」等の指導内容を扱っているという説明があり、あくまでも指導の目標は自立活動の内容を押さえていることが分かる。

特別の教育課程の編成に当たっては、「特に必要があるときには、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら（自立活動を）行うことができる」といった広い解釈のもとで、児童生徒のニーズに応じた柔軟な指導を検討していくことが必要である。

5 高等学校における通級による指導の課題とこれから

高等学校における特別支援教育は、特別の教育課程の編成が新しい取組のため、多くの学校が試行錯誤しながら進めている。平成30年度の制度化に向けて、これまで、各都道府県では高等学校における通級による指導及び特別の教育課程編成に向けたモデル事業を進めてきた。今年度から行われている高等学校の通級による指導はこれらの成果の上に成立している。

ただし、制度として行ってみるといくつかの問題点が明らかになってきている。

現在、通級による指導を行っている高等学校や今後通級による指導を計画している高等学校との話し合いの中で出された意見をこれからの解決すべき課題として紹介する。

(1) 対象生徒の決定

知的発達にはほとんど遅れがなく、学習面は集団内でも上位であるが、対人関係をうまくとることができず、トラブルが多いといった発達障害に類する生徒の場合、障害の自己理解等の指導や社会的対人関係形成のための指導が必要になる。しかし、中学校までに特別の教育課程による指導を受けた経験がない場合、高等学校での通級による指導の必要性を感じない生徒又は保護者がいる。周囲の者がいくら自立活動の指導が必要と助言しても、本人、保護者がその必要性を感じないのである。

また、進学校等においては、成績が上位であり、目立ったトラブルがない場合には、教師も通級による指導の必要を感じないことがある。

特別の教育課程の編成を必要とする生徒は、それまでの教育歴等を詳細に見返すと、その兆候が見られたというエピソードがある場合が多い。これら見落とさないためには中学校段階の気付きとその記録化、そして、高等学校との引継ぎが重要である。この際、本人、保護者も含め障害認識、自己理解に係る教育相談（カウンセリング）を丁寧に行っておく必要がある。

高等学校では通級による指導が可能になったものの、本人及び保護者に必要感がない場合には、効果的な指導を行うことができない。

(2) 周囲の生徒への理解・啓発

小学生とは異なり、高校生になると自分一人だけが別室で指導を受ける、放課後等の別の時間に指導を受けるといった特別の指導について抵抗を示す者がいる。また、そのことについて、周囲の生徒から冷やかしやからかいを受けることを嫌がる者もいる。

通級による指導がなぜ必要なのか、そこではどのような指導が行われているのか、障害とは何かといった、特別支援教育に関する理解・啓発を、高校生の発達段階に合わせて、すべての生徒に行うことが必要である。

現在、義務教育段階では、国語や道徳の時間等に特別支援教育に関する内容を扱った教材が数多く使われるようになり、交流及び共同学習の取組も進んでいる。

今後、これらの指導を高等学校でも充実させることが、通級による指導の成功につながると思う。

(3) 高校生版教育支援委員会の設置

義務教育において通級による指導の対象者は、就学支援委員会等の検討の場を経て、設置者が責任をもってその実施を保証している。つまり、次年度の対象児童生徒が少なく、自校で通級による指導が難しい場合でも、それが必要な児童生徒がいる場合には、近隣の学校へ他校通級させる、教員を巡回させて通級による指導を行うなどの体制を整える。また、新しく通級による指導を開始する場合には人事異動等によって担当者を確実に配置する。これは義務教育では当然のことである。

一方、高等学校は入試を経て、校長が入学を許可するという形で在学者が決定する。従って、年度末に入学してくる生徒が決定してから、通級による指導体制を整えることになる。このため、高等学校においては、小・中学校のように担当教員を計画的に配置しておくという体制の整備ができない。

また、高等学校の場合は、通級による指導を必要とする生徒の入学は校長が許可するが、指導担当者の配置、施設設備等の整備は教育委員会が担う役割となっており、障害のある生徒を入学させ、通級による指導を開始したいものの、担当者がいないということも起こりうる。

今後は、通級による指導が必要な生徒については、小・中学校のように教育支援委員会（高等学校の場合は「就学」ではない）といった、障害のある高校生の学びの場検討のための委員会を作ることが求められると考える。そこで、関係者及び専門家によって指導の必要性を検討し、通級による指導が必要と判定され、本人及び保護者も特別の教育課程の編成を求めている場合には、設置者（都道府県教育委員会等）が責任をもって体制を整え

るという仕組みが必要であると思う。

特に、高等学校においては、通級による指導を必要としている生徒が入学直前まで明確になっていない場合もあるので、小・中学校のような自校通級（自分の通っている学校内に担当教員がおり、そこで通級における指導を受ける形態）の体制を整えるだけでなく、通級による指導が必要な生徒が現れた場合にすぐ対応できる体制を整えることが必要である。そのためには、生徒が担当教師のいるところに向向いて指導を受ける他校通級や拠点校に配属された担当教師が巡回して指導を行う形態（巡回による指導）の充実を検討することが必要である。

(4) 教員の専門性の向上

高等学校の教員の多くは、特別支援教育を行っている場面・授業に遭遇したことがない。特別の教育課程、自立活動の指導というのは、研修会等で説明を受けただけですぐにその内容を理解できるものではない。なぜなら、自分自身が受けたことがない指導の形態だからである。

研修等の機会に自立活動の指導場面を見たり、実際に体験（児童生徒の実態に合わせて指導案を作成し模擬授業を実施）するなどしたりすると、その指導内容が現在担当している支援が必要な生徒に活用できるということが分かると思う。

特別支援教育が始まって、高等学校の教員が特別支援教育の研修会に参加することは格段に多くなった。また、平成19年度以降に教員になった者については教員養成の段階で特別支援教育を実際に見てきたものがある。今後は講義型の一方的な説明だけではなく、模擬授業、ワークショップ型の特別の教育課程に関する研修などを積極的に取り入れ、多様なニーズの生徒に対応できる専門性を習得することが早急に求められている。

6 おわりに

現在、我が国では、2020年の東京パラリンピック競技大会開催を契機として、共生社会の実現を図るための二つの柱として、国民の意識やそれに基づくコミュニケーション等個人の行動に向けて働きかける取組（「心のバリアフリー」分野）と、ユニバーサルデザインの街づくりを推進する取組（街づくり分野）を検討する方向性を示す「ユニバーサルデザイン2020行動計画」がとりまとめられ、それに向けた取り組みが進められている。

バリアフリーについては、平成5年の障害者白書や平成7年の障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～でも、物理的障壁（バリア）、制度的障壁（バリア）、情報・文化の障壁（バリア）、心の障壁（バリア）を早急に取り除く必要が示されていた。それから、約四半世紀を経て、東京パラリンピック競技大会を前に同じような提言が再び出てきたとい

うのはなぜだろうか。

当時に比べると、物理的障壁、制度的障壁、文化・情報の障壁に関するハードルは低くなった気がする。公共機関にはエレベーターやスロープ、多目的トイレが完備され、街中には手話ができる職員がいる、筆談に応じることができるという表示が多くなった。

一方、障害がある子どもの教育や特別の教育課程の編成については、制度が変わり整備にむけた取組が行われているものの内容面の充実はまだ不十分である。

「ユニバーサルデザイン2020行動計画」には教育面の充実の方向性として表5のように示されている。

表5 ユニバーサルデザイン2020 行動計画

(1) 学校教育における取組

従来より「心のバリアフリー」に向けて取り組んできた学校も多く、それらの好事例を踏まえた上で、全国において、幼児期から青年期の発達段階に応じて、かつ、切れ目なく「心のバリアフリー」の教育を展開する。

① すべての子供達に「心のバリアフリー」を指導

次期学習指導要領の改訂に向けた中央教育審議会の答申（2016年12月21日）を踏まえ、2020年（平成32年）以降順次実施される学習指導要領改訂において、道徳をはじめとして音楽、図画工作、美術、体育などの各教科や特別活動等において「障害の社会モデル」を踏まえ、「心のバリアフリー」に関する理解を深めるため指導や教科書等を充実させる。

② すべての教員等が「心のバリアフリー」を理解

平成29年度までに、教員養成課程、教員研修、免許状更新講習における「心のバリアフリー」の指導法や教員自身のコミュニケーションの在り方に関する内容等の充実のための方策について結論を得て、2020年度（平成32年度）までに実施する。

③ 障害のある幼児・児童・生徒を支える取組

小・中学校における通級による指導を推進するとともに、高等学校でも障害のある生徒が各教科等の学習や学校行事等において可能な限り障害のない生徒と共に学ぶことができるよう、通級指導を平成30年度から新たに制度化し、小・中・高等学校合わせて環境整備を進め、高等学校で通級指導が望まれる者の実現割合100%（2020年度（平成32年度））を目指す。

（下線は筆者）

心の障壁（バリア）を取り除くためには、学校において特別支援教育の理解を進めることが一番の近道である。平成30年、高等学校における通級による指導が始まり障害のある児童生徒に、小学校、中学校、高等学校において一人一人のニーズに応じた連続した学びの場が用意されたことは大きな変革であった。

しかし、連続した学びの場で行われる指導やその教育課程（特別の教育課程）のためにはまだ時間がかかるものと思われる。

小・中学校の通級による指導が、教育的サービスの期間も含めると約50年かけて発展してきたことを考えると、表5の「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が示す、「2020年度までに、高等学校で通級指導が望まれる者への実現割合を100%」という目標は非常に高いと思われる。

今後、小・中学校での実践を生かし、できるだけ短時間で、高等学校の実情に応じた高校版の通級による指導の在り方を検討することが私たちに課せられた喫緊の課題である。

引用文献

- 1) 文部科学省 (2017) 小学校学習指導要領, 東洋館出版社
- 2) 文部科学省 (2018) 高等学校学習指導要領, 東洋館出版社
- 3) 文部科学省 (2018) 改訂第3版障害に応じた通級による指導の手引き解説とQ & A, 海文堂
- 4) 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部, ユニバーサルデザイン2020行動計画, https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/ud2020kkkaigi/ (2019年2月17日閲覧)